

後期高齢者医療からの大事なお知らせ

※被保険者証の色は変わりません。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成30年7月31日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	恩納村字恩納2451番地
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
有効期日	平成20年 8月 1日
交付年月日	平成28年 8月 1日
一部負担金の割合	1割または3割
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 4 7 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 広域連合印

平成 29 年 8 月から被保険者証が切り替わります

- ★新しい被保険者証は、7 月下旬までに福祉健康課から郵送または窓口で交付します。
- ★8 月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。
- ★被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

被保険者証の更新方法がかわります！

- ★現在、お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は 7 月 31 日までです。
- ★平成 29 年度からは、被保険者証を郵送（簡易書留）することになりました。納期限内に保険料を完納した方に、新しい被保険者証を郵送する予定ですので、早めの納付をお願いいたします。

被保険者証を自宅へ郵送する方

平成 29 年 6 月時点で、納付期限内に保険料を完納している方は、7 月中に被保険者証をご自宅に簡易書留で郵送します。（直接、郵便局員が手渡しいたします。）

お問い合わせ：福祉健康課 国保係 ☎966-1207

沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎963-8012

児童手当の現況届は6月中に手続きを!!

現況届は、現在児童手当を受けている方の所得状況や児童の養育状況等を確認し、引き続き手当を受けられるかを確認する大切な届出です。

ただし、平成 29 年 4 月以降に児童が 15 歳以上（高校生相当）となる場合、手続きは不要です。

【受付期間】 6 月 1 日（木）～ 6 月 30 日（金）（土曜日・日曜日及び 23 日慰霊の日を除く）

【受付時間】 午前／ 8：30～12：00 午後／ 13：00～17：00

【受付場所】 福祉健康課 地域福祉係（1 階）

【提出書類】

	必要書類	備考
①	現況届通知書	
②	印鑑	認印可
③	受給者（口座名義人）の健康保険証の写し	厚生年金等加入の方のみ
④	平成 29 年度 所得課税証明書 （父母の分）	平成 29 年 1 月 1 時点において恩納村に住民登録がない方のみ。 （平成 29 年 1 月 1 日に住民登録していた市町村にて発行）
⑤	児童の住民票謄本 （本籍・続柄の記載があるもの）	平成 29 年 6 月 1 日において、住所が別で児童が恩納村外に住んでいる場合。
⑥	別居監護申立書 （恩納村役場に様式有り）	受給者と児童の住所が別である場合に提出が必要です。

※この届出がない場合、6 月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

お問い合わせ：福祉健康課 地域福祉係 ☎966-1207